

第7次栽培漁業基本計画を定める理由について

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成等に関する5年間の栽培漁業基本計画を定め、沿岸漁業等の増進を図るため。

当計画は、昭和56年以降、5年毎に策定しており、このたびは第7次として策定するものである。

※根拠法令：沿岸漁場整備開発法第七条の二（下記参照）に基づき策定

【沿岸漁場整備開発法抜粋】

（基本方針）

第六条 農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標
 - 二 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項
 - 三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項
- 3 省略
- 4 省略

第七条 省略

（基本計画）

第七条の二 都道府県は、その区域に属する水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。）における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。
 - 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針
 - 二 その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類
 - 三 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流数量の目標
 - 四 特定水産動物育成事業（特定水産動物（水産動物のうち漁港漁場整備事業で水産動物の育成のために実施されるものに係るもの又は生産された水産動物の種苗の放流に係るものをいう。以下同じ。）の種苗の放流及び当該放流に係る特定水産動物の育成を行う事業その他の特定水産動物の育成を行う事業で、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）が当該事業を効率的に実施するために必要とされる水面（以下「育成水面」という。）の区域内において育成水面の利用に関する規則（以下「育成水面利用規則」という。）で定めるところに従い実施するものをいう。以下同じ。）に関し次に掲げる事項

第7次栽培漁業基本計画の方向性（案）

1 第7次栽培漁業基本計画の基本方針

- 「人工種苗放流」だけでなく、「養殖振興」や鳥取県独自の「増殖技術」を加えた幅広い『つくり育てる漁業』の振興に取り組む。
- つくり育てる漁業を利用し、資源の増大ともうかる経営体の創出を図る。
- 藻場の回復を図り、漁場環境の整備と海の環境保全を行う。

※栽培漁業基本計画とは

- 沿岸漁場整備開発法第7条に基づき、栽培漁業を計画的に推進するために、今後5年間の各都道府県の推進目標を定めるもの。
- 鳥取県では、昭和56年以降、6回次の計画策定を行い、この度、第7次として、平成27年度から31年度までの5年間の計画を策定するもの。

2 栽培漁業の現状と課題

(1) 主なもの

- 【種苗放流】 定着性の貝類（アワビ、サザエ）では費用対効果が1を超え、効果が現れてきたが、持続的な放流事業を行っていくにはさらなる資源の増大が必要。
- 【関連事業：養殖】 小規模での取り組みが多く、採算性が課題。地域間競争に打ち勝つには、付加価値の高い魅力ある養殖対象種を増やすとともに、低コストで良質な飼育水が得られる飼育環境の整備が不可欠。
- 【関連事業：藻場造成】 長年のアラメ造成活動によりアラメの群落が広がる地域が出てきたものの近年の水温上昇や食植性動物アイゴの増加などにより、その群落は大きく衰退。

(2) 種苗放流対象種について

種類	実用化水準		達成度 評価	現状・課題等
	H26年度の 到達度	H26年度の 目標		
ヒラメ	B	B	○	10%の高い回収率。しかし、単価が安く経済効果が出にくい。
カサゴ	—	D	—	漁業者ニーズがなく事業なし
キジハタ	A	B	△	継続した試験放流により漁獲量は増加。放流経費の一部漁業者負担に移行。種苗の低コスト化、放流効果の検証が不十分のため、目標に至らず。受益者負担の仕組みづくりが必要。
アユ	E	D	◎	放流効果があり事業化
アワビ類	D	D	○	放流経費を回収するまでに至り事業化。しかし、餌の海藻が減り、漁獲量も減少傾向にあり経営はまだ不安定。
サザエ	D	D	○	放流経費を回収するまでに至り事業化。しかし、餌の海藻が減り、漁獲量も減少傾向にあり経営はまだ不安定。
バイ	E	C	◎	H25年の漁獲量が72トンと目標漁獲量である30トンを大きく上回り事業化

実用化水準：技術開発期(A) → 事業化検討期(B) → 事業化実証期(C) → 事業化(D) → 事業実施期(E)
 (種苗生産・放流技術) (漁業者による放流試行) (漁業者による事業化検討) (経済事業成立) (持続的な栽培漁業が成立)

(3) 関連事業について

〈養殖〉

現 状：栽培漁業協会がヒラメ、アワビ、イワガキ、ワカメを対象に種苗を有償配布。独自性ある海水井戸による陸上養殖の推進やキジハタ閉鎖循環系陸上養殖の可能性を模索。

課 題：採算の合う養殖経営体の創出及び良質な飼育水の確保

〈藻場造成〉

現 状：栽培漁業協会がアラメを対象に種苗生産し、漁業者などが造成活動を実施

課 題：夏場の高水温やアイゴの食害を受け、成果が出にくい状況にあり、造成方法の再検討が必要

〈増殖・その他〉

現 状：未利用海藻の掘り起こしにより、アカモクなどの取引が増加。1地区でダイバーへの委託によるイワガキの稚貝付着面再生活動を実施。東郷湖と湖山池でシジミの増殖振興を実施。

課 題：高まる取引ニーズに対応できる生産量の確保。漁業者による持続的な付着面再生活動実施体制づくり（作業可能な潜水技術者が少ない）。シジミの生息環境の改善・維持。

3 漁業者等の意見（主なもの）

- ①貝類の放流効果を実感しているが、さらに資源を増大させて成長産業にしたい。
- ②アラメなどの海藻が減っており、藻場造成に力を入れていきたい。
- ③定着性の高いキジハタを増やしていきたい。
- ④ヒラメの放流量を増やし、販売単価を高めていきたい。
- ⑤付加価値の高い養殖種（マサバなど）に取り組みたい。

4 第7次栽培漁業基本計画に係る課題別方針と対象種毎の達成目標

(1) 課題別方針

① 種苗放流

- 事業化したアワビとサザエは、さらにもうかる栽培漁業を目指して、栽培漁業ビジネスプラン(5年後に現状の1.3倍の漁獲量を目指し、資源管理、漁場管理や藻場造成活動などに取り組む計画)を立て、頑張る漁業者を支援する。
- ヒラメの放流量増大を推進する。
- キジハタの放流体制の整備や負担のあり方を検討するため、栽培漁業推進協議会を立ち上げる。また、遊漁者も含めた種苗代負担のあり方を検討する。
- 事業化実証期に入った種苗放流対象種は、毎年事業評価を行い、事業化と継続の判断を行う(効果の見込めない種苗放流には支援を行わない)。

② 関連事業：養殖

- 養殖事業者、消費者ニーズがあり付加価値の高い魅力ある養殖対象種を増やす。
- 海水井戸・浜井戸などを推進し、飼育環境を整備し、飼育コストの低減化を図る。
- 種苗購入費支援は原則、実証試験期(3年)、経営立ち上げ期(2年)の5年間とする。

③ 関連事業：藻場造成・増殖など

- 新たに「鳥取県藻場造成アクションプログラム」を作成し、長期的かつ戦略的な対策を検討(環境変動に対応できる藻場造成方技術の開発含む)し、実践、評価する。
- 効果的なイワガキの稚貝着生技術を開発し、漁業者による付着面再生体制を整備する。
- シジミの増殖を図り、漁獲量アップを目指す。

(2) 対象種毎の達成目標

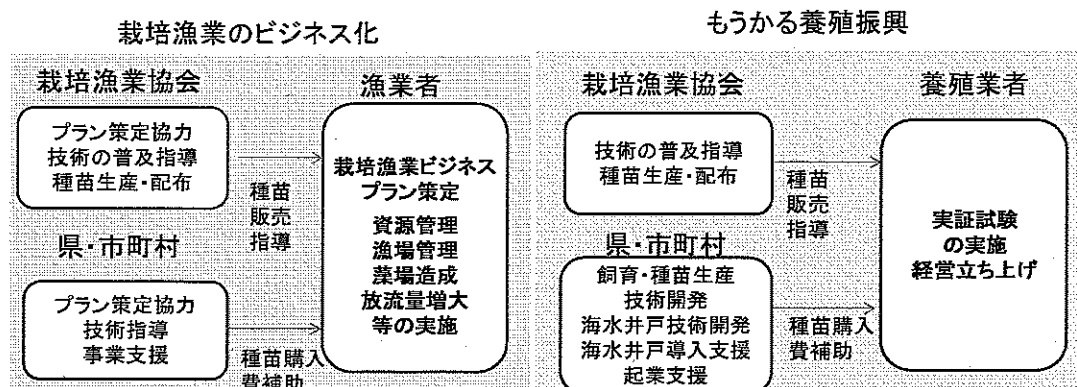
① 種苗放流

種類	平成31年度の目標		平成26年度の現状	
ヒラメ	漁業者が費用対効果を検証	C	漁業による放流開始	B
キジハタ	漁業者による放流開始	B	県が試験放流中	A
アユ	事業化	E	事業化	E
アワビ類	事業化(栽培漁業ビジネスプランに移行)	E	事業化	D
サザエ	事業化(栽培漁業ビジネスプランに移行)	E	漁業者が費用対効果を検証中	D
バイ	資源水準高位のため放流休止。資源管理により資源の維持を図る。	E	資源量が高水準にあり、目標漁獲量を上回った。	E

② 関連事業

区分	種類	H31年度の目標	H26年度の現状
養殖	ホンモロコ、アユ	養殖経営体の維持	事業化済:ホンモロコ約20、アユ3経営体
	ギンザケ	目標生産量2千t以上	事業化中期:2経営体
	アワビ、ヒラメ、ワカメ、イワガキ	養殖経営体の創出	事業化検討期 (アワビ2、ヒラメ2経営体、ワカメ、イワガキ1経営体)
	アユカケ	新規養殖経営体の創出	養殖希望者はあるが、飼育作業人員不足
藻場造成	マサバ、キジハタ	新規養殖経営体の創出	養殖技術開発期(種苗生産技術)にあり、民間企業がキジハタの閉鎖循環養殖実証試験(1経営体)を実施
	ハギ類	種苗生産技術の確立	取り組みなしたが、ニーズがあり、成長がよく、採算性が期待できる種。
増殖	アラメ、クロメ、アカモクなど	藻場の維持回復。環境変動に対応可能な藻場造成技術の確立。	漁業者がアラメ造成活動を9地区で実施。 アラメ15枚/年・地区。 クロメ:県によるスポアバック方式試験。
	イワガキ	稚貝着生技術の改善。漁業者による付着面再生活動体制の確立。	付着面再生活動による稚貝着生成功率約50%。 付着面再生体制1地区。
	バイ	漁業者による資源回復計画に基づく活動の継続。産卵器設置の普及定着。	全地域が資源回復活動実施。 産卵器設置取り組み8地区。
	ヤマトシジミ	さらなる漁場環境の改善による資源増大(漁獲量:東郷池300t、湖山池200t)	漁場環境の維持改善と移植による増殖(漁獲量:東郷池43t、湖山池0t H25年)

5 推進体制(主なもの)



鳥取県栽培漁業基本計画

平成22年7月
鳥 取 県

第6次鳥取県栽培漁業基本計画 (水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画)

鳥取県では、燃油高騰等による漁業経費の上昇、魚価の低迷、水産資源の減少等により厳しい漁業経営を強いられている沿岸漁業の経営体質の強化を図るため、平成20年度に「沿岸漁業振興ビジョン」を策定しました。その中で、低コスト漁業及び省力につながる「近場漁場の有望資源の増産」を重要な柱の1つに位置づけ、「人工種苗の生産・放流増大」、「養殖漁業の振興」及び「漁場機能回復等の取り組み」を積極的に進めています。

第6次栽培漁業基本計画では、これらの取組に加えて「内水面漁業の振興」も新たに盛り込み、幅広いニーズに応える効率的かつ計画的な「つくり育てる漁業」による「食のみやこ鳥取県」の推進を目的とした平成26年度までの指針を以下のとおり定めます。

第1 水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成に関する指針

水産動植物の種苗の生産、放流及び育成の推進に際しては、近場漁場の有望資源の増産につながる定着性が高く受益者の多い魚種及び豊かな漁場を支える藻場の造成等に重点を置くとともに、漁業者のニーズや投入される費用に見合った効果の確保を前提として、技術の開発、普及、実践活動、効果の検証等を計画的に行います。

1 種苗の生産

- (1) 漁業者ニーズ及び採算性を見据えた新たな対象種の技術開発に努めます。
- (2) 多くの受益者を有する魚種の技術開発を目指します。
- (3) 適正な飼育方法と防疫により、健全な種苗の安定生産に努めます。
- (4) 天然水域の生態系及び遺伝的多様性の保全に配慮します。
- (5) 飼育方法の改良、徹底した経費削減及び近隣府県との連携等により種苗生産コストを低減します。

2 種苗の放流・漁場管理

津々浦々に異なる環境条件の中で確実な放流成果をつかむため、現場に重点的に足を運び、次の具体的な内容について、漁業者とともに考え、行動します。

- (1) 漁業者自らが効果的な放流及び漁場管理を徹底するための体制づくりを進めます。
- (2) 放流水域の資源状況、漁場環境等を考慮した効果的な放流を提案します。
- (3) 放流資源の状況把握はもとより、外敵駆除、藻場造成などの漁場環境の改善及び地先資源の漁獲管理など、効果的な漁場管理の方策を漁業者に提案します。
- (4) 放流効果の発現及び増大に努めるため、水産基盤整備事業等により整備した増殖場、魚礁等の施設との連携に努めます。
- (5) 隣県との入り会い海域及び県を超えて移動する種苗の放流に当たっては、県間連携による調査及び放流体制づくりを進め、事業効果の早期実証に努めます。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動植物の種類

「食のみやこ鳥取県」を代表する地域特産品となり得る水産資源で、漁業者ニーズが高く、採算性が見込まれ、かつ、近場漁場の増産、地域養殖業の振興等に寄与できる種類とします。

魚類	ヒラメ、カサゴ、キジハタ、アユ、ホンモロコ、アユカケ
貝類	クロアワビ、メガイアワビ、サザエ、バイ、イワガキ
海藻類	ワカメ、アラメ、クロメ

なお、この他、漁業者等からは、放流等による資源増殖や養殖、藻場造成に取り組みたい対象種として、マハゼ、ウマズラハギ、イガイ、イシモズクなど15種類ありましたが、漁業者ニーズが限定されていること、魚価が安く費用対効果が期待できないこと、種苗生産や放流等の技術が皆無であり基礎技術の開発から手がける必要がある等の理由により、本基本計画においては対象種に選定しませんでした。

第3 水産動植物の種類ごとの種苗生産数量及び放流数量の目標

今後5年間の種苗生産技術の進展、漁業者ニーズの経過等を勘案し、当計画最終年度(平成26年度)までに達成すべき目標数量を、次のとおりとします。

【鳥取県水産試験場沿岸漁業部(栽培漁業センター)で生産する種類と数量の目標】

テーマ	区分	種類	種苗生産サイズ・数量 (第6次基本計画)		備考 (第5次基本計画)	
種苗 放流	魚 類	①ヒラメ	全長 100mm	50千尾	全長 80mm	50千尾
		②カサゴ	全長 80mm	10千尾	全長 80mm	30千尾
		③キジハタ	全長 90mm	30千尾	—	—
		④アユ*	全長 90mm	500千尾	—	—
	貝 類	⑤アワビ類	殻長 30mm	150千個	殻長 30mm	150千個
		⑥サザエ	殻高 9mm	340千個	殻高 9mm	300千個
		⑦バイ	殻高 10mm	300千個	殻高 10mm	300千個
養殖 振興	魚 類	⑧ヒラメ	全長 80mm	20千尾	全長 80mm	30千尾
		⑨カサゴ	全長 80mm	10千尾	全長 80mm	30千尾
		⑩アユ*	全長 90mm	50千尾	—	—
		⑪ホンモロコ*	全長 20mm	300千尾	—	—
		⑫アユカケ*	全長 20mm	20千尾	—	—
		貝 類	⑬アワビ類	殻長 30mm	20千個	—
	⑭イワガキ		殻高 10mm	20千個	殻高 10mm	10千個
藻 類	⑮ワカメ	種糸	5,000m	種糸	5,000m	
藻場 造成	藻 類	⑯アラメ	種糸	600m	種糸	600m
		⑰クロメ	種糸	150m	—	—

*内水面漁業対象種

【目標設定理由】

種苗 放流	魚 類	①ヒラメ	放流効果が見込まれる大きさ、効果検証に必要な放流尾数
		②カサゴ	放流用種苗配布ニーズの推移より必要な尾数
		③キジハタ	放流効果の検証に必要な放流尾数
		④アユ	
	貝 類	⑤アワビ類	放流用種苗配布ニーズの推移より必要な数量
		⑥サザエ	
		⑦バイ	資源回復計画目標・放流用種苗配布ニーズにより必要な個数
養殖 振興	魚 類	⑧ヒラメ	養殖経営体のニーズ・新規養殖業者創出の可能性を勘案した尾数
		⑨カサゴ	
		⑩アユ	
		⑪ホンモロコ	
	⑫アユカケ	生産技術の進捗・新規養殖業者創出の可能性を勘案した尾数	
	貝 類	⑬アワビ類	養殖経営体のニーズ・新規養殖業者創出の可能性を勘案した個数
⑭イワガキ		放流用種苗配布ニーズの推移より必要な数量	
藻場 造成	藻 類	⑮ワカメ	移植により漁場改善を図ろうとする漁業者ニーズを勘案した数量
		⑯アラメ	
		⑰クロメ	

第4 水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成に係る技術の開発に関する事項

1 解決すべき実用化に向けた問題点

区分	種類	テーマ	実用化に向けた解決すべき課題
魚類	①ヒラメ	種苗放流	①大型個体放流による10%以上の回収技術の確立（適正放流場所、放流量の解明） ②放流効果の把握 ③種苗生産コストの削減（他府県との連携による拠点種苗生産体制の検討） ④海域に蔓延する吸血虫の影響把握
		養殖振興	①品質の向上（裏面黒化が少ない等天然魚と同等の種苗の確保） ②薬剤を使用しない魚病対策
	②キジハタ（カサゴ）	種苗放流	①放流後の移動、生残等の把握と効果的な放流方法の解明 ②安定生産技術の確立（親魚確保及び養成） ③低コスト種苗生産方法（中間育成手法等）の確立
貝類	①アワビ類	種苗放流	①回収率が低迷している地区の原因究明 ②漁業者による各漁場での効果的放流の実施
		養殖振興	①小規模経営体（漁業者等）が取り組める省コスト生産技術の開発 ②飼育水（取水）に混入する有害赤潮対策（海水井戸の普及等） ③商品サイズまでの飼育期間の短縮
	④サザエ	種苗放流	①大型種苗（直接漁場へ放流可能な殻高2cmサイズ）の量産体制の確立 ②経済効果の判定（放流貝識別方法の確立）
	⑤イワガキ	養殖振興	①外海域での養殖技術の開発 ②天然採苗の導入等による大量種苗の供給体制の確立
		漁場改善	①稚貝付着促進技術の向上（適期、適地の見極め等） ②簡便な稚貝付着面再生技術の開発
	⑥バイ	種苗放流	①効果的な放流方法（適正放流場所、外敵駆除等）の解明及び放流効果の把握 ②種苗生産の安定化（親貝及び稚貝の細菌性疾病対策）
海藻類	①ワカメ	養殖振興	①県産母藻による早期種苗生産技術の確立
	③アラメ	藻場造成	①移植効果の向上（藻食性魚類による母藻の食害防除、母藻周辺域の付着物除去による幼体の付着促進等）
	④クロメ	藻場造成	①中間育成技術（沖出、中間育成海域の選定等）の確立 ②深場での移植技術（光条件等環境条件、大量種苗沖出技術）の確立 ③移植以外の藻場造成技術（設置した母藻からの胞子供給等）の確立
内水面	①アユ	放流養殖	①耐病性を備えた早期大型種苗の生産技術の確立
	②ホンモロコ	養殖振興	①自然環境に左右されない安定生産技術の確立
	③アユカケ	養殖振興	①養殖魚としての適性把握（業者との共同養殖試験等）

2 実用化水準の目標年度までに到達すべき段階

テーマ	区分	魚種	実用化水準（平成26年度目標）	平成21年度（基準年度）の現状
種苗放流	魚類	①ヒラメ	漁業者による放流開始	B 県が試験放流中（美保湾）
		②カサゴ	事業化に移行	D 漁業者が費用対効果を検証中
		③キジハタ	漁業者による放流開始	B 技術開発中
		④アユ*	事業化に移行	D 漁業者が放流効果を検証中
	貝類	⑤アワビ類	事業化に移行	D 漁業者が費用対効果を検証中
		⑥サザエ	事業化に移行	D 漁業者が費用対効果を検証中
		⑦バイ	漁業者が費用対効果を検証	C 技術開発中
養殖振興	魚類	⑧ヒラメ	事業化に移行	D 養殖経営体が費用対効果を検証中
		⑨カサゴ	事業化に移行	D 養殖経営体が費用対効果を検証中
		⑩アユ*	事業化	D 事業化が可能
		⑪ホンモロコ*	事業化に移行	D 養殖経営体が費用対効果を検証中
		⑫アユカゲ*	養殖経営体の創出	B 技術開発中
	貝類	⑬アワビ類	事業化に移行	D 養殖経営体が費用対効果を検証中
		⑭イワガキ	事業化に移行	D 養殖経営体が費用対効果を検証中
藻類	⑮ワカメ	事業化に移行	D 養殖経営体が費用対効果を検証中	
藻場造成	藻類	⑯アラメ	漁業者による移植活動を継続	D 漁業者が移植活動を実施中
		⑰クロメ	漁業者による移植活動開始	B 県が技術開発中
その他	貝類	⑱イワガキ	漁業者が費用対効果を検証	C 漁業者が付着面再生活動実施中

* 内水面漁業対象種

【実用化水準の指標及び経費負担】

実用化水準	指標の目安（取り組み内容）	県の支援のあり方
A 技術開発期	・技術開発中（種苗生産・放流・養殖・藻場造成等）	・県の事業として実施 （量産技術開発は、栽培漁業協会に委託）
B 事業化検討期	・各地区漁業者等が取り組みを試行（各地区に適した手法・活動体制等を模索） ・栽培漁業協会が種苗生産経費の削減を推進	・栽培漁業協会による技術指導を実施 ・必要に応じて技術改良・現地調査を実施 ・種苗購入費に対し、生産経費の一部と人件費相当分を支援
C 事業化実証期	・漁業者、県等が費用対効果を検証 ・資源回復計画等に基づき、漁業者等が目標漁獲量を目指して増殖活動を実施	・栽培漁業協会による技術指導を実施 ・種苗購入費に対し、人件費相当分を支援 （広域移動する対象種（貝類、藻類以外）は別途設定）
D 事業化	・経済事業として持続可能(B/C \geq 1:全地区平均) かつ ・資源回復計画等を策定した魚種*については目標漁獲量に到達	・基本的に支援なし

*：平成21年度末現在 資源回復計画策定魚種：イワガキ（H18）、バイ（策定中）

第5 その他水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成に関し必要な事項

1 受益者（漁業者等）による経費の負担

漁業者等の受益者による経費の負担を原則とし、実用化水準に応じ、財団法人鳥取県栽培漁業協会及び県の支援のあり方を明確にすることで、持続可能でかつ経営的に自立し、真に儲かる栽培漁業を目指します。

- (1) 種苗生産業務は、受益者（漁業者等）と財団法人鳥取県栽培漁業協会との間の経済事業（受益者による種苗生産経費の全額負担等）とします。
- (2) 県は、栽培漁業のための施設整備・技術開発・普及指導の実施及び漁業者等が行う種苗購入事業に対し実用化水準に応じた支援を行います。なお、放流による全県平均の費用対効果が経済事業として持続可能と認められる対象種には原則的に県は支援を行いません。また、県外から種苗を購入した場合は、要した費用の全額を受益者負担とします。
- (3) 県は、魚種ごとに費用対効果の算出方法の検討・開発を行い、費用対効果の基準を明確化します。
- (4) 近県と連携協力して放流事業を実施する場合は、相互による適切な経費負担を目指します。
- (5) 取組内容や効果を広く県民に周知し、単に水揚げ金額のみの効果ではなく、再生産による漁獲資源の増大効果や社会的な「波及効果」を考慮した事業効果の把握に努めます。

2 隣府県と連携した種苗放流、効果調査

幅広い受益者を有するヒラメの種苗放流は、引き続き天然海域での寄生虫感染モニタリング調査を行うとともに、日本海中西部府県（石川県～山口県）との共同調査への参加など、広域的かつ効果的なヒラメ種苗放流手法の調査、放流事業検討に取り組みます。

また、種苗生産については、他海域からの疾病の持ち込みや遺伝的多様性に配慮し、隣府県に絞った連携による生産コスト削減及び専門性の向上を図ります。

さらに、島根県との入会漁場であり、放流効果発現が期待される美保湾での試験放流及び効果調査を継続して行い、同様に放流効果が期待されているバイとともに事業化に向け島根県の漁業者との連携に重点的に取り組みます。

3 事業実施に必要な生産基盤の整備（水産試験場沿岸漁業部施設の修繕・改修）

栽培漁業の実施体制を維持するとともに、新たな対象種や技術開発に対応するため、必要に応じて水産試験場沿岸漁業部施設の補修・改修を行います。

4 地域プランの作成

種苗放流の実施と併せ、資源管理型漁業の実践、販売方法の見直し等による魚価向上、地域ごとの計画的な栽培振興プランの作成、藻場造成や外敵駆除等による漁場環境の改善など、栽培漁業の副次的な効果が発現するよう漁業者に提案します。

5 放流事業の遊漁者・県民等への普及

放流事業を効果的に推進するため、種苗放流、漁場管理などの漁業者の取組を広く一般県民へ普及啓発し、体長制限などの自主的な管理についても遊漁者に遵守するよう要請して、資源保護の意識を高めます。さらに、アワビ、サザエ等の漁業権対象種については、密漁が報告されており、漁業者による漁場や資源の管理等の努力に対し、積極的に協力します。

6 水域環境の保全

放流した種苗の育成は、水域環境に大きく依存しています。このため、濁水及び有害物質の流出による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るとともに、藻場の維持回復の取組

や岩礁域の付着物除去等により海域基礎生産力や有用資源の再生産力を高め、豊かな本県沿岸域の環境を守ります。

7 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産資源の維持・回復や水産物の安定供給に重要な役割を果たすとともに、水産物の流通・観光など地域振興や環境保全、放流等を通じた児童・生徒への自然科学教育・食育の場の提供など多面的な機能を有しています。このように、栽培漁業は効果が幅広く県民に及ぶ公益性の高い取組であるため、その役割や効果を広く県民に普及し、栽培漁業に対する幅広い方々の理解と協力が得られるよう努めます。

8 その他

種苗放流の実施にあたっては、公共事業の計画およびその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重することとします。